

第 2 6 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 2 6 日開会

中標津町農業委員会

令和4年8月26日、第26回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

2番	横	田	千	秋
3番	谷	川	好	則
4番	長	谷	川	孝二
5番	田	中	洋	希
6番	竹	村		聡
7番	武	田	健	治
8番	田	中	世	一
9番	瀧	本	和	男
10番	須	崎		智
12番	後	藤	田	宏幸
13番	高	橋	正	一
14番	赤	波	江	信二
15番	小	林		亨
16番	中	村	正	生
17番	笠	原	康	博
18番	本	田	信	幸

本日欠席した委員

1番	二	瓶	裕	貴
11番	和	泉	光	広

附議した案件

- | | | |
|-----|---------|--|
| (イ) | 議案第145号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| (ロ) | 議案第146号 | 現況証明願いについて |
| (ハ) | 議案第147号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (ニ) | 議案第148号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| (ホ) | 議案第149号 | 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について |
| (ヘ) | 議案第150号 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について |
| (ト) | 報告第60号 | 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |

本日出席した職員

事務局	長	杉	山	隆
庶務係	長	葛	西	利光
農地係	長	吉	田	佳弘

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第26回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
3番、谷川 好則 委員。
4番、長谷川 孝二 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 7月26日の総会以降につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第145号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり) 農地係長
- 農地係長 上程になりました議案第145号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇線〇〇番〇、現況地目、畑、面積48,570㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成30年1月1日から令和4年12月31日まで。5、合意解約成立の日、令和4年8月9日。6、解約の理由、合意解約。
この案件については、議案第148号(1)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、新設するTMRセンターの施設用地として所有権移転するため、期間内解約するものです。
以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。
- 議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- (全委員) 「質疑なし」の声
- 議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第146号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第146号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。4ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積33,744㎡、利用状況、農業用施設用地、他1筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が牧場と畑ですが、
現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。
令和4年5月11日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地
以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第147号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第147号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)について説明いたします。7ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇 〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇
〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番地〇、公簿、原野、現況、採草放牧地、面積17,767

m²、利用目的、牧草畑、他 29 筆、計 784,599 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農地所有適格法人に使用貸借するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和 4 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日まで。6、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 64,495 m²、家畜、牛 278 頭。9、見取図は、9 ページ、10 ページのとおりです。

この案件につきましては、所有農地を設立した農地所有適格法人に使用貸借を設定するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第 147 号 (2) について説明いたします。
11 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人。札幌市中央区北 3 条西 6 丁目、北海道知事、鈴木 直道。

譲受人。中標津町丸山 2 丁目 22 番地、中標津町長、西村 穰。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 5.71 m²、利用目的、牧草畑、他 2 筆、計 9.10 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権を移転するもの。譲受人、道営事業により造成した農業用水施設の地上権の移転を受けるもの。4、移転の方法、地上権の移転。5、見取図については、12 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、当事者双方の申し出により地上権の移転をしたい旨の申し出があったもので、無償譲渡するものであります。申請地は第 2 俣落地区で道営事業により造成された営農用水施設のパイプラインが、農地に埋設された箇所を設定された地上権を、施設管理者変更のため中標津町へ移転するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(3) (4) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

横田委員 上程になりました議案第147号(3)(4)について説明いたします。13ページをお開きください。なお、この2件につきましては、互いに交換譲渡をするもので、一括してご説明します。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,631㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計43,773㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を交換譲渡するもの。譲受人、所有農地を交換譲渡するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、1人、経営地、計380,187㎡、家畜、牛44頭。7、見取図については、15ページのとおりとなっております。

14ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,502㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を交換譲渡するもの。譲受人、所有農地を交換譲渡するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計847,157㎡、家畜、牛99頭。7、見取図については、15ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、当事者双方の合意により、互いに賃貸借していた農地を期間満了に伴い、それぞれ交換譲渡し、所有権移転の設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)(2)と(4)(5)の2回に分けて審議を致します。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(～〇〇委員退席後～)

(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中 世一委員。

田中世委員 上程になりました議案第148号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。

議案の17ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字武佐〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,570㎡、利用目的、農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、新設するTMRセンターの施設用地として譲渡するもの。譲受人、譲渡を受けTMRセンターを建設するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,788,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金3,700,000円、自己資金88,000円。7、当事者の経営状況、構成員9人、農従者9人、経営地なし。家畜、牛なし。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、19ページのとおりです。なお、(2)につきましても譲受人が同一でありますので、譲受人の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。18ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積46,144㎡、利用目的、農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。新設するTMRセンターの施設用地として譲渡するもの。譲受人、譲渡を受けTMRセンターを建設するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,599,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金3,500,000円、自己資金99,000円。7、当事者の経営状況、構成員9人、農従者9人、経営地なし。家畜、牛なし。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、19ページのとおりです。この案件につきましては、農地の所有権移転により、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、TMRセンター施設を建設するものであります。令和4年7月10日、第1地区推進班において現地調査、協議した結果、開発事業計画により、開発して農業用施設用地とすることが適当な土地であると判断いたしました。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第148号(1)(2)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって議案第148号(1)(2)は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員、議席へ着席)

議長 〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。
(3)(4)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 田中 洋希委員。

田中洋委員 上程になりました議案第148号(3)(4)について、説明いたします。
議案の20ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積31,536㎡、利用目的、牧草畑、他8筆、計235,180㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。9,684,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、9,600,000円。自己資金84,000円。7、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、経営地、計2,881,534.99㎡、家畜、833頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、22ページのとおりです。この案件につきましては、平成29年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

23ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積33,990㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計39,999.60㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,319,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況、構成員4人、

農従者 4 人、経営地、計 846,677 ㎡。家畜、牛 194 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、24 ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から農地を譲渡したい旨の申し出があり、計根別農協、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第 148 号(3)(4)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって議案第 148 号(3)(4)は原案のとおり、可決されました。

日程 7、議案第 149 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました、議案第 149 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」(1)から(3)について説明いたします。26 ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和 4 年 5 月 12 日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和 4 年 7 月 28 日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、27 ページのとおりでありまして、合計 8 筆、198,735 ㎡となっております。28 ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和 3 年 1 月 1 日。3、農地中間管理機構を含めた調

調整経過。令和4年7月28日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、29ページのとおりでありまして、1筆、98,109㎡となっております。30ページをお開きください。

(3) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和4年5月12日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和4年7月28日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、31ページのとおりでありまして、合計5筆、119,761㎡となっております。

この3件につきましては、計根別農協より、農用地を譲渡したい旨の申出が、所有者からあったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋委員 上程になりました、議案第149号(4)について説明いたします。32ページをお開きください。

(4) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、申出を受けた年月日。令和4年5月12日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和4年7月28日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用

調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

所有権移転のあつせん申出があつた農用地については、33ページのとおりでありまして、合計12筆、253,722㎡となっております。

この案件につきましては、計根別農協より、農用地を譲渡したい旨の申出が、所有者からあつたもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします
日程8、議案第150号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第150号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。35ページをお開きください。
令和3年度分といたしまして、(株)○○○○。63ページをお開きください。
令和4年度分といたしまして、(株)○○○○○○○○○○ ○○○○○○、以上2件の提出がありました。令和4年7月27日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

(全委員) 「異議なし」の声

武田委員 報告第60号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」
 (1)について説明いたします。38ページをお開きください。
 (1) 1、届出人の住所、氏名。
 中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、(有)中〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇
 〇 〇〇。
 2、許可年月日、許可番号。令和3年8月25日付、中農委5第令3-3号。3、許
 可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、
 事業計画の期間。令和3年8月25日から令和4年3月31日まで。6、事業完了
 年月日。令和4年3月31日。7、この完了検査につきましては、令和4年8月4
 日に第4地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了され
 ていたことを確認しております。以上報告いたします。

(全委員) 「質疑なし」の声

(閉会 11時03分)

令和4年9月6日

3番

4 番
